

「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」における
圧縮記帳等の適用について

令和3年10月20日

株式会社エヌ・ティ・ティ・アド

令和3年度「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」は、株式会社エヌ・ティ・ティ・アドから補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資としていること等から、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち「経費を補填するための補助金」については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。